

川西市 下水道施設ウォーター PPP（レベル3.5・更新支援型）導入に関する サウンディング調査 実施要領（説明書）

令和8年10月 川西市上下水道局 下水道課

1. 本調査の趣旨及び目的

川西市（以下「本市」という。）では、下水道施設の維持管理及び改築更新を持続的に実施していくため、ウォーター PPP（レベル3.5・更新支援型）の導入について検討を進めています。

令和7年度に実施した「上下水道施設ウォーター PPP 導入可能性調査」において、民間事業者の皆さまを対象としたアンケート調査（43社からご回答）及び個別ヒアリング（14社）を実施し、参入意向及び事業スキームに関する貴重なご意見をいただきました。

本調査は、これを踏まえ、対象を川西市全域の下水道施設としたうえで、実施方針・要求水準書・契約条件等の具体化に向けて、民間事業者の皆さまの参入意向及び事業条件に関するご意見を改めてお伺いするものです。いただいたご意見は、事業範囲、性能規定、リスク分担、支払条件、情報開示の内容等の検討に反映します。

なお、本調査へのご回答の有無及びその内容が、今後の入札・公募における参加資格、審査又は選定に有利・不利を生じさせるものではありません。

2. 本市下水道事業の概要

(1) 対象施設の規模

表 2-1 対象施設及び数量

施設区分	数量	備考
管渠（汚水）	約 541km	令和7年度決算統計の値。維持管理及び更新支援を対象。新設整備は本事業の対象外。
管渠（雨水）	約 243km	令和7年度決算統計の値。維持管理及び更新支援を対象。浸水対策は対象外。
人孔（汚水）	23,284 基	
人孔（雨水）	8,317 基	
マンホールポンプ	80 基	
汚水中継ポンプ場	2 場	
汚水ポンプ設備	2 施設	
雨水ポンプ場	2 場	
雨水ポンプ設備	2 施設	
雨水貯留施設	1 施設	
雨水調整池	39 箇所	維持管理を対象。
雨水樋門	7 箇所	維持管理を対象。

※ 管渠延長は令和7年度末時点の値（令和7年度決算統計の値）を基本とし、公募時までに最新値へ更新します

※ 汚水処理は兵庫県の猪名川流域下水道が実施しており、処理場の運転管理は本事業の対象外です。

※ 雨水管渠の延長は、令和7年度決算統計の値（約 243km）を本事業の対象延長とします。下水道台帳上の総延長との差、及び竣工年度が記録されていない区間は、その旨を限定提供資料においてお示しします。なお、雨水管渠には開水路を含み、雨水一元化に係る受託業務も含まれます。

(2) 決定している事項

次の事項は、本市として決定しています。本調査では、これらを前提としてご意見をお伺いします。

表2-2 決定している事項

項目	内容
対象区域	川西市全域（市内に所在する下水道施設（汚水・雨水）の全て）
対象施設	表2-1のとおり
事業方式	ウォーター PPP レベル3.5（管理・更新一体マネジメント方式）更新支援型
事業期間	10 年間
更新支援の範囲	維持管理＋更新計画の作成＋改築工事の詳細設計（図面・数量・各種構造計算等の作成）

(3) ポンプ場及び管路の現在の実施体制

表2-3 ポンプ場及び管路の現在の実施体制

項目	現在の体制
ポンプ場の運転管理	施設ごとの運転管理は、表2-4のとおりです。
異常通報	汚水中継ポンプ場・汚水ポンプ設備・マンホールポンプの異常は、遠方監視により保守管理業務の受託者へ通報され、保守管理業務の受託者が対応しています（件数等の実績は限定提供資料でお示しします）。
ポンプ場等の緊急対応	汚水中継ポンプ場・汚水ポンプ設備・マンホールポンプの警報発報後、保守管理業務の受託者が30分以内に現地へ到着する取決めとしています（想定される対応として、ブレーカー操作、電圧・電流測定、絶縁抵抗測定、配線接続替え、タイマー・リレー交換等があります）。
電気保安	ポンプ場の自家用電気工作物の保安管理業務は委託しています。本事業では、電気主任技術者の選任（又は電気保安法人等への保安管理業務の委託）を事業者の業務に含めることを想定しています。
施設の警備	満願寺汚水中継ポンプ場、水明台汚水中継ポンプ場、大和第一汚水ポンプ設備及び大和第二汚水ポンプ設備（4施設）の機械警備を委託しています。本事業の業務に含めることを基本に検討します。
管路の緊急対応	管路の閉塞・溢水等の緊急時は、本市の指示により、単価契約の受託者（市内業者1者）が浚渫・TVカメラ調査等を行っています。受託者の要件は、24時間連絡が取れること、必要な機材（排水管清掃車・給水車・揚泥車・TVカメラ搭載車等。リースも可）を保有すること、浚渫の経験を有し市内の各現場に1時間以内に到着できる技術者を配置し、各現場で1時間以内に作業を開始できる体制とすることです（公共下水道汚水管渠外浚渫等業務委託（単価契約）の仕様書による）。
施設（スクリーン）の監視	鼓が滝地区・東多田地区に計3か所のスクリーン監視カメラがあります。平日夜間・休日に降雨が予想される場合は、本市が単価契約の受託者へ監視を指示し、受託者は監視中の降雨や水路の水位の状況をみてスクリーンを操作します（同仕様書及び本市の運用による）。監視カメラは、マンホールポンプ等を遠方監視しているシステムに含まれます。

表2-4 ポンプ場ごとの運転管理

施設	勤務時間内の監視	勤務時間外の監視	点検	異常時の対応
前川雨水ポンプ場 （高圧受電）	本市職員が常駐 （平日8時45分～17時15分）	保守管理業務の受託者が常駐監視	1日2回（昼・夜）。平日の昼は本市職員、平日の夜と土日祝は保守管理業務の受託者	保守管理業務の受託者で対応できない不具合は、職員が電話で指示し、状況により出勤。大雨警報等の発令時は職員が輪番で2名程度出勤
加茂雨水ポンプ場 （高圧受電）	本市職員（ポンプ場職員）が遠方監視	保守管理業務の受託者が常駐監視	1日2回（昼・夜）。平日の昼は本市職員、平日の夜と土日祝は保守管理業務の受託者	日中は本市職員が対応。土曜・日曜・祝日及び夜間は、前川雨水ポンプ場と同様に職員が電話で対応し、内容により現地へ出勤
満願寺汚水中継ポンプ場・水明台汚水中継ポンプ場 （高圧受電）	保守管理業務の受託者が遠方監視（24時間）	保守管理業務の受託者が遠方監視（24時間）	月1回（保守管理業務の受託者）。ほかに運転号機の切替えのための現地対応が月1回	保守管理業務の受託者が対応（警報発報後30分以内に現地到着）

施設	勤務時間内の監視	勤務時間外の監視	点検	異常時の対応
マンホールポンプ （低圧受電）	保守管理業務の受託者が遠方監視 （24 時間）	保守管理業務の受託者が遠方監視 （24 時間）	月 1 回（保守管理業務の受託者）	保守管理業務の受託者が対応（警報発報後 30 分以内に現地到着）
汚水ポンプ設備 （大和第一・大和第二） （低圧受電）	保守管理業務の受託者が遠方監視 （24 時間）	保守管理業務の受託者が遠方監視 （24 時間）	月 1 回（保守管理業務の受託者）	保守管理業務の受託者が対応（警報発報後 30 分以内に現地到着）
雨水ポンプ設備 （東多田・矢間 3 丁目）・雨水貯留施設（キセラ川西） （低圧受電）	本市職員（ポンプ場職員 5 名）が遠方監視	前川雨水ポンプ場の夜間・休日の保守管理業務の受託者が監視し（現地対応は行わず）、警報時は本市職員へ電話連絡	月 1 回（本市職員）	本市職員が対応

表 2-4 は現在の体制です。本事業の導入後に委託を想定する内容（現在と導入後の直営・委託の分担）は、表 2-5 のとおりです。

表 2-5 ポンプ場等の運転管理・監視の現在と導入後（想定）

業務	現在直営	現在委託	導入後直営	導入後委託
雨水ポンプ場の運転管理・監視（前川・加茂）	日中監視	夜間監視	—	24 時間監視
雨水ポンプ設備・雨水貯留施設の運転管理・監視（東多田・矢間 3 丁目・キセラ川西）	24 時間監視	夜間監視（対応なし）	—	24 時間監視
汚水中継ポンプ場（水明台・満願寺）の運転管理・監視	—	24 時間監視	—	24 時間監視
マンホールポンプ・汚水ポンプ設備（大和第一・第二）の運転管理・監視	—	24 時間監視	—	24 時間監視

3. 現時点で想定している事項

現時点で想定している事項は次のとおりです。いずれも確定したものではなく、本調査の結果を踏まえて検討を進めます。

表 3-1 現時点で想定している事項

項目	現時点の想定
事業開始	令和 10 年 4 月 1 日（予定）
契約形態	単独企業又はグループ（特別目的会社（SPC）・共同企業体（JV）等）（単独企業の参加資格は、本調査の結果を踏まえ、実施方針でお示しします）
発注方式	性能発注を原則とする（汚水・雨水とも。管路については当初一定期間を仕様発注とすることも含めて検討）
業務範囲	下水道施設（汚水及び雨水の管路・マンホールポンプ・汚水中継ポンプ場・汚水ポンプ設備・雨水ポンプ場・雨水ポンプ設備等）の維持管理、修繕、更新計画の作成及び改築工事の詳細設計（更新支援）、及びこれらに付随する住民対応、排水設備等の申請受付、苦情等の一次対応、清掃業務等
プロフィットシェア	事業者の創意工夫による費用縮減効果を官民で分配する仕組みを設ける
移行期間	優先交渉権者の特定後に基本協定を締結し、実施契約の締結を待たずに移行準備に着手する（移行期間は 3 か月程度）
光熱水費	ポンプ場等の電気・ガス・水道の料金及び発電機等の燃料費（A 重油・軽油）は、本市が直接支払い、事業費に含めないことを基本とし、省エネルギーの効果を事業者還元する仕組みとあわせて検討（取扱いは調査票 設問 3-18 でお伺いします）

4. 業務の範囲と役割分担

業務分野ごとの役割分担は次のとおりです。本市の職員が業務ごとの従事日数を棚卸しし（今後、複数年の実績により平準化します）、直営で残す業務と委託を検討する業務に仕分けた結果に基づいています。詳細は「業務範囲（案）一覧」（限定提供資料）をご覧ください。

表 4-1 業務分野ごとの役割分担

業務分野	委託	役割分担の考え方
汚水事業（管路）の維持管理・修繕	◎	委託：発注準備と現場作業 直営：成果の確認、陥没・溢水等の対応判断・方針決定
ストックマネジメント（管路・ポンプ場の点検・調査・改築計画策定）	◎	委託：改築計画案の作成 直営：方針決定・県協議
詳細設計（図面・数量・各種構造計算等の作成）	◎	委託：図面・数量・各種構造計算等の作成 直営：成果の確認
ポンプ場の運転・維持管理・修繕	○	委託：運転、巡視・点検、施設内の美化、修繕の実施 直営：修繕方針の判断
雨水事業（管路・開水路・調整池等）の維持管理・修繕	○	委託：点検や個別の発注業務（一括委託） 直営：成果の確認
苦情・要望窓口	○	委託：受付・初動・現場対応 直営：通行規制の判断・手続、自治会説明
排水設備・下水道法第 16 条・第 24 条等の受付事務	△	委託を検討：受付 直営：審査・指導
予算・決算・交付金・起債、条例、県協議、工事、開発協議等	×	直営：全て

<凡例> ◎必須として整理 ○委託を基本に検討 △条件を整理した上で委託を検討 ×直営

※ ◎は、ウォーター PPP として一体的に実施することを基本とし、本市が現時点で必須として整理した範囲です。現在個別に発注している点検・調査、不明水対策、事業計画、耐震計画、水質分析等も業務範囲に含めることを基本とします。

※ 施設ごと・業務項目ごとの実施可能性については、調査票 設問 2-1 及び設問 2-2 でお伺いします。

※ 更新計画の作成と詳細設計を同一の事業者が担うことに伴う中立性の確保の方法については、調査票 設問 3-5 でご意見を伺います。

※ 更新支援の範囲（表 2-2）での参入の可否と、参入の条件については、調査票 設問 3-3 及び 3-4 でお伺いします。

5. 既に外部化されている業務との関係

本市では、表 4-1 の業務分野のうち、ストックマネジメント（点検・調査、改築計画策定）、汚水事業（管路）の維持管理・修繕（清掃・浚渫、修繕、緊急対応（管路のつまり等））、ポンプ場の運転・維持管理・修繕（夜間等の管理、保守点検、施設管理（機械警備））、雨水事業（管路・開水路・調整池等）の維持管理・修繕（除草・浚渫等）、詳細設計（改築工事）等を既に委託しています。このほか水質分析、事業計画の変更、耐震計画の策定等も個別に委託しています。このうち表 4-1 で◎とした業務（汚水事業（管路）の維持管理・修繕、ストックマネジメント、詳細設計）は、本事業に含めます。それ以外の業務は、現行の契約の範囲及び期間を確認のうえ、「①本事業へ含める」「②現行のまま別業務として本事業へ含めない」のいずれかを整理します。範囲は「既に外部化されている業務の範囲」（限定提供資料）をご覧ください。同資料には令和 7 年度決算で金額を整理した業務（管路の緊急対応）のみを示しており、現行の委託業務の金額は、公募時までに業務分野別の費用の内訳としてお示しします。

6. 本調査でご意見を伺う条件

アンケート調査票の設問構成を表 6-1 に、別添「リスク分担表（案）」の構成を表 6-2 に示します。

表 6-1 アンケート調査票の設問構成（全 45 問）

設問	テーマ	主な内容
設問 1（8 問）	参入意向と実施体制	管路施設・ポンプ場等の施設別の参入意向、参入形態と担当分野、統括管理の担い手、連携先、市内業者の活用要件化（分母）、下請負の階層
設問 2（5 問）	業務範囲	施設ごと・業務項目ごと（19 項目）の実施可能性、雨水施設で条件整理が必要な事項、窓口・住民対応業務の取扱い、広域化・共同化

設問	テーマ	主な内容
設問 3（18 問）	事業条件	管路の発注方式、性能規定の指標、更新支援型への参入と条件、中立性の確保、修繕と改築の区分、移行期間と先行経費の内容、運転管理体制、執務スペース、電気主任技術者等、支払条件、スライド条項、セルフモニタリングの水準と費用の計上方法、光熱水費の取扱い
設問 4（8 問）	情報開示及び調達手続	開示が必要な情報（21 項目）、「不明」と明示して開示する情報（台帳・図面のない管路、未調査区間等）の取扱い、既存システムの取扱い、競争的対話の回数、実施方針公表前後の意見交換、公募から事業開始までの期間、現地見学会、評価の考え方
設問 5（6 問）	参考見積・個別ヒアリング・その他	参考見積への協力、歩掛のない業務の対価の算定方法、個別ヒアリングへの協力と希望日時、懸念点、その他ご意見（他団体の事例を含む）

表 6-2 リスク分担表（案）の構成（全 87 項目）

項目	分類	主なリスク
No.1～12-2	I 共通・制度（17 項目）	法令・条例の変更、税制の変更、許認可、政策変更、業務条件の変更、募集要項等の誤り、応募費用、契約締結の遅延、業務内容の変更（事業者の事由）、住民対応、環境の保全、個人情報・情報漏えい
No.13～19	II 物価・経済（7 項目）	物価変動、労務単価、光熱水費・燃料費、金利、資金調達、予算の議決
No.20～28-3	III 施設の状態・情報（11 項目）	開示情報、未調査（劣化の状態が不明）、図面なし（位置・構造が不明）、属性不明（管種・口径等が不明）、劣化の進行、突発故障、点検・調査の不備、既存計画の不備、施設量の増減
No.29～44	IV 維持管理・修繕（19 項目）	通常業務、維持管理・修繕費の増大（事業者の事由）、廃棄物（汚泥・しき等）、修繕、緊急対応の回数、修繕の遅延、瑕疵、業務中の事故、第三者損害、第三者・使用者に起因する施設の損傷、道路陥没、盗難、技術の採用
No.45～52	V 雨水・災害（10 項目）	業務量の変動、水防、浸水被害、停電、災害、不明水
No.53～54-6	VI 更新支援（9 項目）	更新計画、詳細設計の対象数量の増減、詳細設計、知的財産権、成果品・修繕の契約不適合、交付金の会計検査、市が発注する工事に起因する損害（発注手続・予算・交付金に起因する業務量の変動の負担は、リスク分担表（案）の欄外に注記）
No.55～60	VII 体制・移行（8 項目）	移行、先行経費、要員、再委託先・構成企業の履行不良、引継ぎ、市の貸与品・システムの不具合、終了時の引継ぎ
No.61～64-2	VIII 契約・終了（6 項目）	契約解除、事業者の債務不履行、市の債務不履行、不可抗力、保険

7. 情報開示の考え方

本事業の事業費は、施設の状態の把握に大きく左右されます。本市は、開示できる情報を可能な限りお示しするとともに、保有していない情報（台帳・図面が整備されていない管路、点検及び本管の詳細調査（TV カメラ調査）が未実施の区間、台帳の諸元が記録されていない区間など）については「未調査・不明」であることを明示し、その範囲と数量をお示しする方針です。ご質問とその回答は、対象事業者の全員で共有します。

表 7-1 情報開示の三つの区分

区分	内容	取扱い
公表資料	実施要領（説明書）、アンケート調査票、リスク分担表（案）、様式 2（秘密保持誓約書）	本市ホームページで公表します
限定提供資料（誓約書の提出後）	説明資料、対象施設数量表、位置図・分布図、業務範囲（案）一覧、既に外部化されている業務の範囲、ストックマネジメント計画（第 2 期）の概要、苦情・要望の受付実績（緊急度別の延長、管路の改築の実績、ポンプ場等の機器数、陥没等の発生実績を含む）	秘密保持誓約書（様式 2）のご提出を受けて、電子メールで提供します
未調査・不明の情報	①点検・調査が未実施の区間 ②台帳の諸元（竣工年度・管材質・呼び径）が記録されていない区間 ③台帳・図面が整備されていない民間開発に由来する管路	「未調査・不明」と明示し、範囲及び数量を位置図（PDF）によりお示しします。これに起因するリスクの負担の考え方は、リスク分担表（案）でお示しします

8. 想定スケジュール

表 8-1 今後の想定スケジュール

時期	内容
令和 8 年 10 月 23 日（金）	本調査の公表（本市ホームページへの掲載）・対象事業者への電子メールでの配布
令和 8 年 11 月 6 日（金）	アンケート調査票の提出期限（17 時）
令和 8 年 11 月 16 日（月）～27 日（金）	個別ヒアリングの実施
令和 8 年 12 月	調査結果の取りまとめ
令和 9 年 1 月～3 月頃	参考見積のご協力依頼
令和 9 年 4 月末頃	実施方針等の公表
令和 9 年 6 月末頃	募集要項等の公表（公募開始）
令和 9 年 7 月～10 月	参加資格審査、競争的対話・現地見学会（令和 9 年 8 月～9 月頃）
令和 9 年 10 月頃	提案書及び見積書の提出
令和 9 年 12 月頃	優先交渉権者の特定
令和 10 年 1 月～3 月	実施契約の締結
令和 10 年 4 月 1 日	事業開始

※ スケジュールは現時点の想定であり、今後変更する場合があります。

9. 本調査の実施方法

(1) 資料の配布

本調査の資料は、本市ホームページに掲載するとともに、令和 7 年度のアンケートにご回答いただいた 43 社及び市内の建設協会（2 団体）へ電子メールでお送りします。説明会は開催せず、本要領及び配布資料によりご説明します。施設の状態や実績等の詳細な資料（限定提供資料）は、様式 2「秘密保持誓約書」をご提出いただいた事業者へ電子メールで提供します。様式 2 は、本調査事務局（ms-kawanishi@nix-japan.co.jp）へ電子メールでご提出ください。

(2) アンケート調査

別添の「アンケート調査票」（45 問）により、参入意向、業務範囲、事業条件、情報開示、見積協力等についてお伺いします（対象施設は決定していますので、施設ごとの実施可能性のみお伺いします）。あわせて、別添の「リスク分担表（案）」（87 項目）について、項目ごとのご意見をお願いします。リスク分担表（案）へのご記入は任意です。

(3) 個別ヒアリング

アンケート調査票（設問 5-3）にて個別ヒアリングへのご協力が可能とご回答いただいた事業者に対し、1社あたり2時間以内の個別ヒアリング（対面又はWeb）を令和8年11月16日（月）から27日（金）までの間（土日祝日を除く）に実施します。日程は、設問 5-4 のご希望をもとに、提出期限後に調整します。お伺いする事項は、実施方針及び要求水準書に反映することを目的としたものに絞ります。

(4) 参考見積の徴取

参考見積は、本調査の結果を踏まえて見積の条件（要求水準、リスク分担、数量等）を整理したうえで、公募の前（令和9年1月～3月頃）に依頼します。事業費の算定にあたり、アンケート調査票 設問 5-1 で協力が可能とご回答いただいた事業者に対し、参考見積の作成をお願いします。参考見積は、A 維持管理（管路）、B 維持管理（ポンプ場・雨水施設）、C 点検・調査・清掃、D 更新計画の作成、E 改築工事の詳細設計、F 統括管理・実施体制、G 移行期間の先行経費 の区分ごとの年額をお願いすることを想定しています（区分及び対象とする業務は、依頼の際にお示しします）。依頼の際に、見積条件書、数量総括表及び内訳様式をお送りします。ご提出いただいた見積は事業費算定の参考とするものであり、公募時の提案価格を拘束するものではありません。

10. アンケート調査票の記入及び提出方法

表 10-1 提出要領

項目	内容
提出書類	① アンケート調査票（Excel） ② リスク分担表（案）へのご意見（Excel・任意）
記入方法	Excel ファイルに直接ご記入ください。選択式の設問は、黄色のセルに「○」をご記入ください。
回答単位	1 企業（1 法人）につき 1 回答としてください。
提出期限	令和8年11月6日（金）17時必着
提出方法	電子メールに添付してご提出ください（郵送・持参は不要です）。
提出先	ms-kawanishi@nix-japan.co.jp
件名	「【川西市ウォーター PPP サウンディング】アンケート回答（貴社名）」としてください。

11. 参加にあたっての留意事項

- 本調査への参加の有無及びご回答の内容が、今後の入札・公募における参加資格、審査又は選定に有利・不利を生じさせるものではありません。
- ご回答は統計的に処理し、個別企業が特定される形での公表は行いません。ただし、ご意見の内容は企業名を伏せたうえで、調査結果概要として本市ホームページ等で公表する場合があります。
- 本要領及び配布資料でお示しする内容には、現時点で確定していない事項が含まれます。今後の検討により変更する場合があります。
- ご回答の内容が、貴社を将来にわたり拘束するものではありません。
- 本調査に係る費用（資料作成費、参加に要する費用等）は、参加者のご負担となります。
- 提供する資料は本調査の目的以外に使用しないでください。第三者への開示・提供が必要な場合は、事前に本市の承諾を得てください。
- ご記入いただいた個人情報は、本調査の目的以外には使用しません。

12. 問合せ先

区分	連絡先
下水道事業の施設・業務 内容に関すること	川西市上下水道局 下水道課 TEL：072-740-1222 E-mail：kawa0043@city.kawanishi.lg.jp
アンケートの内容・記入 方法に関すること	本調査事務局（NiX JAPAN 株式会社） E-mail：ms-kawanishi@nix-japan.co.jp

※ お問合せは電子メールで受け付けます。調査票の記入方法や設問の趣旨に関することは本調査事務局へ、施

設の状態や現行業務の内容に関することは下水道課へお寄せください。回答の内容が他の事業者にも関係する場合は、企業名を伏せたうえで対象事業者全員にお知らせします。